

介護インフォメーション 26 vol.5

ー 長野県健康福祉部介護支援課からのお知らせ ー

令和8年8月20日発行

I 長野県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金について（申請受付：令和8年8月31日（月）まで）【再掲】

物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設等がサービスを円滑に継続できるよう、猛暑等の気候変動や災害に備えた設備・備品の購入費用及び食事提供サービスに係る費用に対して、補助金を交付します。

申請受付期限は、令和8年8月31日（月）までとなりますので、下記及び長野県ホームページをご確認の上、期限までに申請してください。

※ 本補助金は、補助対象となる設備・備品の購入後及び食事提供に要した費用を支出後に申請いただく方式となっています。購入前・支出前に申請することがないようにしてください。

申請手続概要	①介護事業所・施設等において、対象の設備・備品、食事提供に要する費用等を支出 ②当該補助金の申請書類（エクセルデータ）に必要事項を入力 ③下記の申請フォームから、②で作成した申請書類（エクセルデータ）を提出 ※補助対象は、令和7年12月16日（火）から申請年月日（遅くとも令和8年8月31日）までに支出済みの費用等です。 ※申請書類（エクセルデータ）は、下記の長野県 HP からダウンロードできます。
申請フォーム	https://6ab0a9d6.form.kintoneapp.com/public/nagano-kaigohokennjigyouservice
申請に関する問合せ先（県コールセンター）	「長野県介護分野における賃上げ等及びサービス継続支援事業」事務局 電話番号 050-3816-4166 E-mail naganoken_keizokushien@nta.co.jp 住 所 長野市上千歳町1137-23 リアライズ長野ビル2階 ※電話受付時間：9:00～17:00（土日祝日、年末年始（12/28～1/3）は除く） ※郵送による申請は受け付けておりません。 ※本事業は、株式会社日本旅行長野支店に委託して実施しています。
厚生労働省コールセンター	050-6875-3573（受付時間：9:00～18:00（土日含む））
その他	・申請回数は、1事業所・施設あたり1回限りです。 ・補助金の交付は、申込内容の審査・交付決定後、順次行います。申込済の事業所・施設におかれましては、今しばらくお待ちください。

○掲載先 URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「健康福祉部」→「介護支援課」→「☆掲載情報一覧」→「医療・介護等支援パッケージ」→「長野県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/shisetsu/r7service-keizoku.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 施設係 電話：026-235-7113（直通）

II 令和8年度介護テクノロジー定着支援事業補助金について

介護ロボットや ICT 機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助を通じて、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付します。

申請を希望する方は、申請方法・事業の詳細等を長野県公式ホームページより必ずご確認の上、申請してください。

■ 申請受付期間：令和8年7月24日（金）～令和8年8月31日（月）

※期間外の申請は受け付けることができません。

[留意事項]

補助対象事業及び補助要件が昨年度から変更になっています。申請いただいても補助要件を満たさない場合は補助対象外となりますので、交付要綱及び実施要領等でよくご確認ください。

長野県介護テクノロジー定着支援事業補助金交付要綱及び実施要領は長野県公式ホームページに掲載されています。

○掲載先 URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「介護ロボット・ICT 導入支援について」→「令和8年度介護テクノロジー定着支援事業の実施について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/kaigotech2026.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

Ⅲ 協力医療機関に関する届出について

高齢者施設等と医療機関の連携強化を図るため、1年に1回以上協力医療機関と入所者の急変時等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称や取り決めの内容等を毎年度指定権者に届け出ることが義務付けられました。

(令和6年度介護報酬改定により義務化)

令和8年度においても、次のとおり、提出をお願いします(複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えありません)。

※長野市、松本市及び市町村指定に係る分は、各指定権者へお問い合わせください。

- 1 該当サービス(県指定関係のみ記載)
 - (1) 特定施設入居者生活介護
 - (2) 介護老人福祉施設
 - (3) 介護老人保健施設
 - (4) 介護医療院
 - (5) 養護老人ホーム
 - (6) 軽費老人ホーム
- 2 提出書類
 - (1) 協力医療機関に関する届出書
 - (2) 協力内容が分かる書類(協定書等)
※協力医療機関に変更がない場合も提出してください
※提出書類の様式は下記ホームページに掲載されているものをご利用ください。
- 3 提出先
事業所等が所在する市町村を管轄する保健福祉事務所福祉課
- 4 提出方法及び部数(次のいずれかの方法による)
 - (1) 郵送 2部
 - (2) メール(件名は「協力医療機関届出書(事業所名)」としてください。)
- 5 提出期限
毎年3月末日まで

○掲載先URL

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧(本庁)」→「健康福祉部」→「介護支援課」→「(2) サービス業務」→「介護保険指定事業者の皆様への情報」→「1-2 県からのお知らせ」→「令和6年度以降の介護保険制度改正に係るお知らせ」→「協力医療機関に関する届出について(特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・養護老人ホーム・軽費老人ホーム)」内の「こちらのページ」参照

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kyouryokuiryou.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121(直通)

Ⅳ 定期巡回・随時対応サービス事業者へのアドバイザー派遣事業の実施について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の理解・普及促進を図ることを目的に、本県が一般社団法人 全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会に委託し実施する標記事業を以下のとおり開催します。

定期巡回・随時対応サービスの解説準備や運営に関するお悩みについて、経験豊富なアドバイザーがオンラインでご相談をお受けします。新規開設をご検討中の事業所はもちろん、すでに運営されている事業所のご相談も歓迎します。

- | | |
|----------|---|
| 1 実施期間 | 令和8年8月～令和9年2月(予定) |
| 2 実施方法 | オンライン(Zoom) |
| 3 対象事業者 | ・長野県内で定期巡回・随時対応サービスの開設を検討している事業者
・長野県内で既に定期巡回・随時対応サービスを運営している事業者 |
| 4 回数 | 1事業所あたり最大3回まで(1回1～2時間程度) |
| 5 日程 | 事務局との調整により決定 |
| 6 費用 | 無料 |
| 7 アドバイザー | 全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会
理事・会員法人・事務局等 |

申込フォーム



なお、派遣希望事業所については、一般社団法人 全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会あて申し込んでください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121(直通)

V 介護サービス事業者向け起業セミナーの開催について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の理解・普及促進を図ることを目的に、本県が一般社団法人 全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会に委託し実施する標記セミナーを以下のとおり開催します。

制度概要や収益構造等の実践ノウハウ解説に加え、新規開設から運営課題まで柔軟に対応する「アドバイザー派遣」の説明会もあわせて実施します。新規参入をご検討中の事業者の皆様は、ぜひこの機会にご参加ください。

- 1 開催日 令和8年8月25日（火）
- 2 時間 10:00～11:30 （看護）小規模多機能型居宅介護
13:00～14:30 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
14:30～14:45 アドバイザー派遣説明会
- 3 場所 オンライン開催（Zoom）

申込フォーム



なお、受講希望者については、令和8年8月21日（金）までに一般社団法人 全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会あて申し込んでください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

VI 令和9年1月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」（平成30年3月22日老高発 0332 第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）で示したとおり、新商品について3ヶ月に1度の頻度で全国平均貸与価格の公表や上限価格を設けることとされております。

この度、令和9年1月貸与分から適用される新商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び上限価格について、厚生労働省のホームページに掲載されましたので、以下をご参照いただき、福祉用具貸与の実施及び請求にあたり遺漏なくご対応いただきますようお願いいたします。

○掲載先 URL（厚生労働省ホームページ）

「ホーム」→「政策について」→「分野別の政策一覧」→「福祉・介護」→「介護・高齢者福祉」→「施策情報」→「福祉用具・住宅改修」→「3 貸与価格の公表について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

※本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

「ホーム」→「事業一覧」→「福祉用具貸与価格適正化推進事業（厚生労働省）」→「全国平均貸与価格及び貸与価格の上限」→「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表」

https://www.techno-aids.or.jp/tekisei/#tab3_detail

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

VII 地域で支える未来の介護を考える ～ケアマネの業務改革と介護事業所経営の持続可能性を考える～（介護保険外サービス）研修会の開催について

- 1 対象者 介護支援専門員、介護サービス事業者、地域包括支援センターの職員、生活支援コーディネーター等
- 2 参加費 無料（対象者以外でも関心がある方はどなたでもご参加ください）
- 3 日程 令和8年9月16日（水）13時30分～16時30分
- 4 内容 第1部：講演①『ケアマネジメントの確保と保険外サービスへの期待』
講師：七種 秀樹 氏（日本介護支援専門員協会 副会長）
講演②『ケアプランデータ連携システムの効果的な活用について』
講師：結城 崇 氏（株式会社 最中屋 代表取締役）
第2部：シンポジウム『生活支援の実践から考える介護保険外サービスの新たな展開』（仮）
- 5 場所 長野市鶴賀問御所町1271番地3 TOiGO WEST 4F 長野市生涯学習センター 大学室1
- 6 定員 会場80名/オンライン200名
- 7 申込み 参加申込専用フォームからお申込みください→<https://forms.gle/EA1rcZwCwDptUXc7>
締切り 令和8年9月7日（月）

○掲載先 URL（ケアマネットながの Web）

「ホーム」→「お知らせ」→「【ご案内】地域で支える未来の介護を考える 開催日：9月16日（水）★主任更新研修に係る法定外研修」

<https://nacm.jp/archives/7912>

【問合せ先】一般社団法人長野県介護支援専門員協会事務局 電話：026-268-1366 メール：nacm@tuba.ocn.ne.jp

VIII 長野県社会福祉協議会 長野県福祉人材センターからのご案内

■無料職業紹介事業をご活用ください

福祉人材センターでは、福祉分野の求人を行う事業所と福祉の職場で働きたい方のマッチングをお手伝いする無料職業紹介事業（厚生労働省認可）を実施しています。

法人事業所で求人募集を行いたい場合は、「福祉のお仕事」ホームページから事業所登録及び求人登録を行うことで広く求人情報を提供することができます。

○「福祉のお仕事」へ求人を出したい場合（事業所・求人登録）<https://www.fukushi-work.jp/kyujin/>

【問合せ先】長野県社会福祉協議会 長野県福祉人材センター 電話：026-226-7330 メール：jinzai@nsyakyo.or.jp

IX 介護事業所経営者向けセミナーの開催について

長野県では、介護職員等処遇改善加算の新規取得や上位区分の算定を目指す事業所を対象に、専門家による個別相談および集団支援を実施しておりますが、加えて介護事業所の経営者に向けたセミナーを行います。

セミナーでは、令和9年度介護報酬改定の動向、人材確保・人口減少への対応や課題等について、東洋大学教授 高野龍昭先生よりご講義いただきます。受講料は無料ですので、是非ご参加ください。

- 1 対象者 長野県内に所在する介護保険サービス事業所及び当該事業所を運営する事業者（法人） 事務所
- 2 日時・場所 9月28日（月）13:30～15:30 （JA長野県ビル 12C会議室）
9月29日（火）10:00～12:00 （松本市勤労者福祉センター 3-3会議室）
- 3 申込期間 各会場 開催日の1週間前まで
- 4 申込方法 以下のURLからお申し込みください。

<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/info/2026/240558.html>

○掲載先URL（公益財団法人 介護労働安定センターホームページ）

「ホーム」→「各支部からのお知らせ」→「長野支部」→「お知らせ一覧」→「もっとみる」→「【参加費無料】高野龍昭氏★経営者向けセミナー「2027年度介護保険制度改正の動向」★を開催します」

<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/info/2026/240558.html>

【問合せ先】公益財団法人介護労働安定センター長野支部 電話：026-232-0898（直通）

X 介護支援専門員証更新申請書の申請期間について

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証の更新手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新手続申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

○様式等掲載URL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/oshirase/senmonin.html>

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2026年10月1日～2026年10月31日	2026年8月11日～2026年9月10日
2026年11月1日～2026年11月30日	2026年9月11日～2026年10月10日

※令和8年（2026年）8月又は9月に有効期間が満了する方については既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、至急、介護支援課あて簡易書留で送付してください。

なお、有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。（必着）

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様にご案内していただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時ご覧いただくことをお勧めします。

○介護インフォメーションのバックナンバー掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「介護サービス」→「市町村・介護保険指定事業者の皆様への情報」→「1-2 県からのお知らせ」→「介護インフォメーション」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kaigoinfo.html>

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp